◎新潟県選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、糸魚川市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容の異動があった旨の報告があった。

令和3年2月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積(㎡)	指定内容 異動年月日
市振支館	糸魚川市大字市振 897番地 4 (旧糸魚川市大字市 振904番地)	軽運動室 (旧集会室) 会議室	59. 62 (旧56. 10) 31. 45	令和3年2月8日